

第8章 計画推進のために



ともにめざす計画推進体制の姿

指標名	現況	年度		目標	年度	備考
(再掲) 市内の特定非営利活動法人 (NPO法人)の数	22法人	H17	▶	50法人	H23	滋賀県知事認証 の法人数
(再掲) 市ホームページの年間アク セス件数	30,492件	H17	▶	50,000件	H23	
(再掲) ケーブルテレビの加入件数	15,946件	H18	▶	20,000件	H23	現況(H18)は 12月1日現在
パブリックコメント手続き の制度化	未制度化	H18	▶	制度化	H20	
市職員の数	1,383人	H17	▶	1,303人	H22	東近江市集中改 革プラン
行政評価システムの確立	導入段階	H18	▶	本格実施	H21	
人事考課制度の確立	導入段階	H18	▶	本格実施	H20	

1 市民とともに進めるまちづくり

🌿 現状と課題

価値観の多様化や少子高齢化の進行に伴い、行政サービスは、市民ニーズにより一層きめ細やかに応えることが求められています。しかし、公平・平等を原則とする画一的な行政サービスには一定の限界があります。また、国と地方の関係を見直す分権改革への対応と併せて、東近江市民としての一体感の醸成や環境対策、情報基盤整備などの新たな課題への対応が求められており、行政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

このような中、市民に最も身近な自治会などを単位とした地域コミュニティ活動と併せて、現在、多様な地域課題に対し、横断的に対応する活動母体として、市内14地区を単位として、まちづくり協議会が設立されています。一方、環境や福祉など目的に応じて組織されたNPOやボランティアなどの市民活動団体は、新たなまちづくりの担い手として社会的役割が期待されています。

これからは、「自分たちの地域は自分たちで創り育てる」という考え方のもと、市民と行政が協力して地域のまちづくりを進めることが大切です。このため、市民と行政が情報と意識を共有し、知恵と力を合わせて、それぞれの役割を果たす「市民と行政の協働」によるまちづくりを進めます。

そのためには、広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどを活用した行政情報の積極的な公開をはじめ、パブリックコメント制度などによる市政への市民参画機会の充実など、市民一人ひとりが地域を考え主体的にまちづくりに参加できる仕組みづくりを進めるとともに、協働によるまちづくりのパートナーとなる市民活動団体などへの支援が必要です。

🌿 基本的方向

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、情報と意識を共有し、一層の市民参加を促進するとともに、市民自らが地域を考え、行動できる仕組みづくりを進め、暮らし続けたいまちづくりをめざします。

🌿 市民の取り組み

まちづくりに関心を持ち、まちづくりの主役として地域活動などに積極的に参加しましょう。
まちづくり協議会などに積極的に参加し、地域の課題に主体的に取り組みましょう。

🌿 行政の取り組み

1 多様な市民活動への支援

地域住民の誰もが参加でき、地域の課題に対応し、地域独自のまちづくりを進める「まちづくり協議会」の運営を支援します。

協働のパートナーとなるNPOなど、多様な市民活動団体への支援を行います。

目的に応じて組織されたNPOやボランティアなどの市民活動団体へは、その要請に応じて、専門的知識を有する市職員などによる支援を行います。

2 (仮称)まちづくり条例の制定

市民参加のまちづくりを進めるため、協働のまちづくり基本指針をもとに「(仮称)まちづくり条例」の制定をめざします。

3 情報公開の推進

まちづくりに関する情報について、市民にとってわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

ケーブルテレビの活用や広報紙、ホームページの一層の充実を図り、幅広い年齢層にわかりやすい広報に努めます。

公文書の公開請求権や公開義務などを定めた情報公開条例の適正な運用に努めます。

4 市民参加の促進と広聴の充実

市民からの意見や提言等については、迅速な対応に努めるとともに、広聴の充実に努めます。

市民の意見を反映した市政運営を図るため、パブリックコメント、アンケート調査の実施などの意見募集や市民フォーラム、公聴会などの開催に努めます。

各種委員会や審議会などへの公募を積極的に進めます。



総合計画審議会の答申

2 効率的・効果的な行政経営の推進

🌿 現状と課題

平成18(2006)年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、今後10年を「新たな挑戦の10年」と位置づけ、人口減少・少子高齢化などの課題に対応するためには、国・地方ともに、さらなる財政健全化策など構造改革に取り組むことが不可欠としています。また、平成18(2006)年6月に施行された行政改革推進法では、政府及び地方公共団体は事務事業の透明性の確保を図り、分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行ったうえで、「国民生活の安全に配慮しつつ、行政が実施する必要性の減少した事務事業への民間領域の拡大 行政機構の整理、合理化等による経費抑制、国民負担の上昇抑制」を図り、「簡素で効率的な政府」を実現することをめざしています。

本市においても、合併による特例措置が終了する時期を見据え、中長期的に持続可能な行政運営が求められており、今後予想される厳しい財政状況を踏まえ、合併のスケールメリットを活かしながら、人材や社会資本の有効活用を図り、行政のスリム化をめざしていく必要があります。

また、地方分権の進展などに伴う様々な行政ニーズに迅速、的確な対応を図っていくためには、総合計画に示す政策目標に基づき、より一層の「選択と集中」のもと事務事業を実施していくとともに、職員の資質向上を図ることが不可欠です。このため、本市行政改革大綱やその具体的な実施計画としての集中改革プランの確実な実施を図ることが重要です。

🌿 基本的方向

行政の担うべき役割の重点化を図り、効率的で質の高い行政サービスの提供と行政のスリム化をめざします。

市民ニーズに迅速に対応できる組織づくりに努めるとともに、行政評価システムの導入などにより、事務事業の一層の「選択と集中」による行政運営に努めます。

事務事業の再編、施設の見直し等により職員の削減を図るとともに、専門能力の強化により、地方分権の時代を支えるにふさわしい職員の資質向上を図ります。

情報ネットワークのさらなる活用と電子自治体の推進により、行政サービスの迅速化に努めるとともに、行政の持つ個人情報保護の徹底を図ります。

財政の中期展望を立て、効率的な行政運営を進め、これまで以上に自主性、自律性の高い財政運営に努めます。

🌿 行政の取り組み

1 行政の担うべき役割の重点化

行政が担ってきた事務事業について、行政が実施する必要性の有無などを検討するとともに、民間に委ねた方がより効率的でサービス向上が見込める場合には、民間委託や指定管理者制度の導入などを推進します。

地方公営企業、第三セクター等については、独立採算の原則に立った企業経営をより一層推進す

るとともに、実施内容などの情報公開を図り、透明性の高い企業経営に努めます。

県からの事務権限移譲については、地方分権の推進や市民サービス向上の観点から、移譲にかかる課題を整理しつつ条件整備を図り、対応していきます。

2 行政ニーズへの迅速、的確な対応

市民の行政ニーズに迅速に対応できるよう、責任と権限が明確となる組織づくりに努めるとともに、事務事業の継続的な見直しにより、本庁及び支所組織の再編や施設の見直しを図ります。

行政評価システムを導入し、市民満足度や成果志向といった経営の視点からの継続した業務内容の見直しを図り、職員の経営感覚の醸成や効率的・効果的な行政運営に努めます。

3 定員管理及び給与の適正化と職員の資質向上

行政の担うべき役割を重点化し、民間委託などの推進も含めた事務事業の再編・整理等を総合的に実施する中で、組織や施設を見直すことにより、職員数を削減し適正な職員配置を図ります。

職員給与水準の見直しを行い、適正化に努めるとともに、その状況について毎年度公表します。

地方分権に対応し、つねに問題意識を持ち積極的、主体的に行動することができる人材を育成するため、専門的知識や政策形成能力など職員一人ひとりの能力向上を図ります。

公務の能率的運営を行うため、能力、実績を重視した公正かつ客観的な人事考課制度の導入を図ります。

4 電子自治体の推進

行政手続のオンライン化を推進するなど、庁内情報システムの一層の充実を図るとともに、各種公共施設の情報ネットワーク化を進め、意思決定の迅速化や行政運営の効率化を図ります。

情報システムの利用にあたっては、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーに基づき、適切に情報の維持・管理が図られるよう、十分な配慮・検証を行い、ルール徹底に努めます。

5 自主性、自律性の高い財政運営の確保

中長期的な視点に立った財政計画を策定するとともに、合併効果を最大限に活かしながら財政構造の改善に努め、基礎的財政収支の黒字化の達成を図ります。

財政状況について、各種財政指標やバランスシート等わかりやすい方法により公開し、透明性の高い財政運営を進めます。

地方分権に対応できる財源を確保するため、受益者負担の適正化や市税徴収率の一層の向上、未利用市有財産の有効活用を図ります。

各種団体への補助金などの必要性やあり方などについて検討し、終期設定や継続的な見直しによる整理合理化を図ります。

6 公共的施設の統廃合

同一あるいは類似の施設については、統括機能の整備、機能分担やネットワーク化の推進、管理運営方法等の検討を行い、経費節減と有効活用を図るとともに、目的を終えたものや利用状況から必要性が薄れたものについては、統廃合や縮小等を検討します。

7 広域的な連携

ごみ処理や消防などの事務については、近隣市町との広域的な連携の再構築を図りながら、より一層の効率的・効果的な行政運営を進めます。



東近江市役所

